三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	羽藤　厚之

(2)　変更年月日

平成二十五年十一月一日

○関東地方整備局告示第四百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十一月二十二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社Ｊ建築検査センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	丹野　彰子

(2)　変更年月日

平成二十五年十月十七日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山田　睦男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣字瀬戸川原九七五番から同町大字三俣字瀬戸川原一〇四一番一まで	前	二二・五六～二九・三三	〇・二〇六キロメートル
	後	二三・六九～八七・三一	〇・二〇六

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三

(三)　供用開始の期日　平成二十五年十一月二十三日

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中部地方整備局告示第二百号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	岐阜県大垣市赤花町１丁目45番地　㈱イビデン住設 代表取締役　佐竹　範保
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町２―１　㈱クボタ　滋賀工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋595番地　㈱イズモライフ
認定番号	浄化槽の名称
5―13―H―004	イビ浄化槽　IBG―Z5型
〃　―1	〃　IBG―Z7型

○四国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
土佐市東鴨地字長谷七〇一番四から同市東鴨地字松ヶ沢七五六番地先まで	前	九・六三～四四・六〇メートル	〇・二三八キロメートル
	後	一二・一一～四八・三七	〇・二三八

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第二百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本市北区植木町岩野字西原一五七番から同市北区植木町岩野字茶臼塚一八八番一まで	前	一三・四六～一五・四一メートル	〇・二五〇キロメートル
	後	一五・二六～四九・七一	〇・二五〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所